

労 健 公 告 第 4 号
平 成 3 年 4 月 1 日

労働者健康安全機構健康保険組合
理 事 長 代 田 雅 彦

設立事業所の廃止に係る規約の変更について

標記について、令和3年3月31日付け労健発第34号により関東信越厚生局長あて届出を行いましたので、健康保険法施行令第3条第2項に規定に基づき、下記のとおり公告します。

記

- 1 廃止となる設立事業所
労働関係法人厚生年金基金
- 2 廃止となる年月日
令和3年1月28日
- 3 規約の一部変更の内容
別添「規約変更書」のとおり

規約変更書

労働者健康安全機構健康保険組合規約の一部を次のとおり変更する。

- 1 第4条別表（1）欄中「労働関係法人厚生年金基金 | 東京都千代田区」を削る。
- 2 第9条第2項別表（2）第2区の欄中「労働関係法人厚生年金基金」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和3年1月28日から施行する。

（議員に関する経過措置）

第2条 第9条第2項別表（2）の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

新旧条文対照表

新	旧																						
<p>労働者健康安全機構健康保険組合理約</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(設立事業所の名称及び所在地)</p> <p>第 4 条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表(1)のとおりとする。</p> <p>別表(1) 健康保険組合の設置されている事業所の名称及び所在地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>労働者健康安全機構健康保険組合</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>株式会社オアシス MSC</td> <td>東京都大田区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 9 条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。</p> <p>2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、別表(2)のとおりとする。</p> <p>3 略</p>	名 称	所 在 地	(略)	(略)	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都千代田区	株式会社オアシス MSC	東京都大田区	(略)	(略)	<p>労働者健康安全機構健康保険組合理約</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(設立事業所の名称及び所在地)</p> <p>第 4 条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表(1)のとおりとする。</p> <p>別表(1) 健康保険組合の設置されている事業所の名称及び所在地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>労働者健康安全機構健康保険組合</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>労働関係法人厚生年金基金</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>株式会社オアシス MSC</td> <td>東京都大田区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 9 条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。</p> <p>2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、別表(2)のとおりとする。</p> <p>3 略</p>	名 称	所 在 地	(略)	(略)	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都千代田区	労働関係法人厚生年金基金	東京都千代田区	株式会社オアシス MSC	東京都大田区	(略)	(略)
名 称	所 在 地																						
(略)	(略)																						
労働者健康安全機構健康保険組合	東京都千代田区																						
株式会社オアシス MSC	東京都大田区																						
(略)	(略)																						
名 称	所 在 地																						
(略)	(略)																						
労働者健康安全機構健康保険組合	東京都千代田区																						
労働関係法人厚生年金基金	東京都千代田区																						
株式会社オアシス MSC	東京都大田区																						
(略)	(略)																						

新旧条文対照表

新			旧		
4	略		4	略	
別表(2)互選議員の選挙区、選挙区の範囲及び互選議員の数			別表(2)互選議員の選挙区、選挙区の範囲及び互選議員の数		
選 挙 区	選挙区の範囲	議 員 数	選 挙 区	選挙区の範囲	議 員 数
第 2 区	(略) 労働者健康安全機構健康保険組合 株式会社オアシス MSC (略)	3 人	第 2 区	(略) 労働者健康安全機構健康保険組合 労働関係法人厚生年金基金 株式会社オアシス MSC (略)	3 人
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規約は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>(議員に関する経過措置)</p> <p>第2条 第9条第2項別表(2)の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。</p>					